

診療所開設届出事項等変更届について

[様式6]

開設者が医師（個人）・歯科医師（個人）以外の者（即ち法人など）が開設した診療所において以下の事項に変更が生じた場合は、変更後10日以内に保健所長宛に開設届出事項等変更届を2部提出してください。1部は控えとして保管してください。なお、変更後10日を過ぎた場合は、遅延理由書を添付してください。

1 変更事項

- | | |
|----------------------------|-------------------------------------|
| ① 開設者の住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称） | ⑤ 診療所の所在地（住居表示の変更や区画整理による地番変更等に限る。） |
| ② 診療所の名称 | ⑥ 管理者 |
| ③ 診療所の診療科目 | ⑦ 管理者の住所・氏名 |
| ④ 診療所の診療日・診療時間 | ⑧ 定款・寄附行為又は条例 |
| ⑨ オンライン診療実施の有無 | |

2 添付書類

- ① 開設者の住所・氏名（主たる事務所の所在地・名称）変更、⑧定款・寄附行為又は条例変更の場合、変更後の定款（寄附行為）の写し又は履歴事項全部証明書
- ③ 診療科目の変更について、麻酔科の標榜の場合は、標榜許可証
- ⑤ 診療所所在地（住居表示等）の変更の場合は、住居表示の変更が確認できる書類
- ⑥ 管理者の交代の場合は、新たに管理者となる医師の履歴書、免許証の写し、（平成16年度以降の医師免許取得者及び平成18年度以降の歯科医師免許取得者のみ）臨床研修修了登録証の写し
※免許証及び臨床研修修了登録証は原本照合が必要です。
- ⑦ 管理者の氏名変更の場合は、氏名変更が確認できる書面（新姓の免許証の写し、戸籍抄本等）。住所変更の添付書類は不要です。

3 注意事項

- (1) 変更前・変更後の欄へは、変更前・変更後の全体状況が確認できるように記載するとともに、記載しきれない場合は別紙を添付してください。
- (2) ①について開設者自体の変更や、⑤について地番の変更を伴う診療所の移転の場合は、医療機関の廃止・開設となるため、この届によりません。
- (3) ①法人の主たる事務所の所在地・名称の変更、②診療所の名称変更、⑧定款等の変更の場合は、変更する前に「定款変更認可申請書」等の手続きが必要です。
- (4) ①について、代表者（理事長等）の変更のみの場合は診療所の変更手続きは不要ですが、医療法人の「役員変更届」及び「登記事項変更完了届」の手続きが必要です。
- (5) ②診療所名称変更の場合、変更する前に「定款変更認可申請」の手続きが必要です。名称は「医療広告ガイドライン」を遵守した名称とし、患者の誘引を図り、虚偽、誇大な宣伝となるような名称を使用しないでください。また、「地名」＋「診療所」の名称は、地域を代表すると認識されるおそれがあるため避けてください。その他の注意事項は、「診療所開設の手引き」を参照してください。
- (6) ③診療科目の変更の場合、標榜・広告可能な診療科目は「広告可能な診療科名の改正について（国通知）」や「医療広告ガイドライン」を遵守した診療科名としてください。その他の注意事項は、「診療所開設の手引き」を参照してください。変更や追加を予定される場合は、事前にお問い合わせください。
- (7) ⑥管理者の変更について、管理者は医療法人の理事に選任される必要がありますので、新たに理事になる場合は医療法人の「役員変更届」の手続きが必要です。
- (8) 医療機能情報システム「ナビイ」に掲載している情報に変更になる場合は、医療機能情報の変更も行ってください。変更手続きについては、兵庫県ホームページ「医療機能情報の報告」を参照してください。
- (9) オンライン診療を実施する場合は、変更の理由欄に「オンライン診療の実施」、変更前欄に「無」、変更後欄に「有」と記載してください。

診療所開設届出事項等変更届

令和7年 4月10日

(あて先) 姫路市保健所長



開設者住所 **姫路市坂田町3番地**
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

開設者氏名 **医療法人〇〇会 理事長 坂田 太郎**
(法人にあっては、名称及び代表者の職氏名)

電話**079— 289 — 1631** (担当: **坂田**)

次のとおり開設届出事項等を変更したので、医療法施行令第4条第1項及び同施行令第4条の2第2項の規定に基づき届け出ます。

1	診療所の名称	坂田診療所	
2	診療所の所在地	姫路市坂田町3番地 TEL 079—289—1631 FAX 079—289—1631	
3 変更届出事項	※ 該当する変更事項を○で囲んでください。 ① 開設者の住所・氏名(主たる事務所の所在地・名称) ② 診療所の名称 ③ 診療所の診療科目 ④ 診療所の診療日・診療時間 ⑤ 診療所の所在地(住居表示の変更や区画整理による地番変更等に限る。) ⑥ 管理者※新たな管理者の住所も届け出ること ⑦ 管理者の住所・氏名 ⑧ 定款・寄附行為又は条例 ⑨ オンライン診療の実施の有無 ※ 該当する変更事項を○で囲んでください。	変更年月日	令和 7年 4月 1日
		変更の理由	患者からの要望のため
		変更前	月・火・水・金 9:30~12:00、14:00~17:00 木・土 9:30~12:00
		変更後	月・火・水・金 9:30~12:00、14:00~18:00 木・土 9:30~12:00
		変更年月日	令和 7年 4月 1日
		変更の理由	管理者住所変更
		変更前	姫路市平野町3番地1005
		変更後	姫路市坂田町3番地
		変更年月日	令和 7年 4月 1日
		変更の理由	診療科目変更
		変更前	歯科
		変更後	歯科・歯科口腔外科